859
89

毛利家文書

什書寫

十七巻之内

一

應安 宝徳

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

859-89

長井出羽守貞頼代　後老　貞頼

よ市ゆるす　[illegible]

長和庄并信敷庄ハ下文

度々ハ中下ハ下の人々ハ[illegible]

又自是譲を[illegible]ハ[illegible]をきて

ぬハ悦て[illegible]ハ[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

次めまゝの御事かくまりとる
うかゝつき御るまそうすゝのこと
旨存候御心得候よしおほせかし
て[illegible]かしく

正月廿一日　道可　判

[illegible]蔵人殿

知行分所領事、[illegible]
如元[illegible]之状如件

元弘三年五月廿日

尊氏公　源朝臣　御書判

長井出羽彈正義人役

為五冬以下山陰退治所出也

越後与御泰之軍一之変而成

如件

観應元年六月廿日　尊氏公御書判

長井出羽守同役

備後國伝敷庄内方事本主長井出羽

為西河方事公之仁討死治山の子長掃部助貞廣

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

長井稀ア助自慶申軍忠事

一 去應安四年十二月十九日自御渡海夜前御共仕門司赤坂浩渾致忠同二月十日麻生山合戦之時自身被疵事

一 同二三兩月小倉家像皆周高宮所々御陣御共仕事

一 同四月依鄕山御陣御共仕返至于八月中致忠節同九日城山御陣御共仕日夜致宿直事

一 同應安六年三月御歌就後筑
後河御出之時御畏仕迄至テ宮
浦申比雲上御陣致忠事
一 同四月八日彈正少弼殿所漫法
向之時屬被御手致忠之上迄至テ同
年八月度々合戦致忠節事
一 同應安七年正月城井常陸入道
成御歌之刻彈正少弼殿御手度々
合戦致忠節之上自身被疵若輩
土祢左衛門次郎被疵畢

一 同年十一月渡銚渡河皆尾山
里木谷河御陣致忠事

一 同應安八年三月御發向肥後国
山席之間迄至于龍作山水鴻巣
仕于今於九州五ヶ年之間致忠節之
上者給御證判為備向後罷
鏡題言上如件
應安八年八月　日
二五ヶ　在御判
備後国信敷庄西方事本主

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

長井出羽守為御方奉公之仁討死
跡々仍子息掃部助貞廣弛下珠
西致上々之儀校申々度々之沙
汰付當給人之申雖被戎御奉書候
不遂其節々大方不使事貞廣
安堵無相違之儀可有申御沙汰
和洛分軍遣無之通仁仍有如此
執申々此旨可有御披露之恐惶
謹言
三月十六日　沙弥了俊（御判）

進上　御奉行所

長井五郎廣世申軍忠次第

右養父掃戸助貞廣自御渡海

菊前去應安四年十二月十九日令法

共於所々致忠節之麻生之城井

合戰之時一雨度自身被疵之上去

年八月廿九日筑後国於山崎令討

死畢然者早給御判向後為備龜

鏡粗言上如件

永和二年六月　日

手ゟ　在判

備後国佐敷庄事力量為丸
世冊料不守先例如元亡攻沙汰
依依執達如件

正和四年三月一日　相模守　在判

長井為相殿を奉天人令文
備後国佐敷庄半分地頭職事
為日本為丸世冊料不令攻沙汰
ゝ状依依執達如件

嘉元二年十二月十四日　相模守　在判
　　師時
　　在判
　　在判

叙題可堵在裏

一 講渡所願并通念地事

備浮図長和庄西方地頭職

そくし円りを

たく小方となす

一 上野図作野内 在家四宇 田八丁

一 尾張図泉村 在家一宇 野畠二丁五丈

一 越中図内海村

裏ゝ 仍下知如件

裏ゝ 建武四年二月廿三日

裏ゝ 錦小路殿 源朝臣 在判

裏ゝ

尾張国泉村外者何は御令

領掌

一 備好国信敷庄内半分西方彩不 累為九葉

一 鎰倉地木 もまのこうか さくまの石

右ちやくし弾正義人員東四下文八年

次まをあいそへて譲渡不とさしに

なのさ海ゝけ河ゝ也りし子細を

中に子孫中河ゝ寄ゝの仕事

上へ申れたりさきさいたりよ申たこか

いるへきゝ御如件

元徳元年十二月廿日

這可 在判

一

東又

ゆつり後不願ゝ
をきんそくの御いさ事ゝ
りとそかきたくてくのゝ
弘大ゝ勅文也願として和り
まきゝ不ハ只人この国長和庄四方小方地
及職同国給敷庄西方地及職事

一

国来次庄地及職半分武藤国敬在
鎌倉屋地ゝ不ハ知りすしりし子
なくハ宮王丸とやうしまそみ分譲る
ゝ子あらハ所ゝを三分一宮王ゝ
としとそ子のやくすきなり

一 ちやく女のこのかすちきやうある一き
不事申しハいつもの国東次庄半分の
地ハ職志もつきの国うちゝのゆるの内
屋敷在家田島花ゆるの国今枝
此不しくと知りあるべきこと

一 次女ハすゆをんかりあるべき不事申
ハかくつきの国さのかく在家屋敷
田島忍ちくの国うち御付此不く
ちきやうあるべきこと

一 伝敷庄ハ葺屋敷不しる万かれに

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

ゆつりたく不と但偏光村のとく
小人とい女子なら二人ニこの孫ぶ事
そくねんにきたいなく教えてたいなれ
自しふさてけるおいらは地と女子ニ
つきしるべきかし浙中へ下

一

本願新長誓事中かなへ上ハ同官
王丸とりけて知りすべきこと
右いお孫ニいたかきなく不之いたかも
此れとれむ人子孫ニたきれハ士ちゆの
紫ニなし罷科に中たゞ家ニしきこと

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

敷地ハかとんなくとめてハ日道立ゝる
ちゑく心意こゝみゆ由つりたかふこゝするところ
こめんくに此拾とけらゆつりとなりぬる
今しるのゝ為に自筆かきおくもの也、件
貞和五年八月廿日　貞親　在判

長井出羽守貞親平年二　被道　親
宥中国下向之時於備後国度々
音信之條無子細候、以此旨可有御
披露候、恐惶謹言
観応三
六月廿七日　　岩松禅師弁
僧親宥　在判

進上　御奉行所

追申し

依此相見ニ之様不申一歟ハ条無之ハ

相上福山田三郎宮平太郎ハ下凶

徒行ハ所ハ九日家来当城請ニ院

及合戦ハ後攻事深奉頼入ニ御ハ

御合力ハ収ハ之ニ切ニ

十月十日　岩松殿　僧東宥　在判

三年十六

諱上　長井ハ相ハ殿

山内又三郎ハ下凶徒ハ上福三郎代ハ

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

永和二年八月十日澄河判

福原左近允朝廣代

門郭庄福原村之内恒久名
古市名重安名服田分地守末
源清兼友名みとの細濟
矢整田其之鴻名之内正力名
入口保之内玄猛恵行分譲之

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

弓束名	二丁	畠二反
主友名	二丁二反	畠二反
帯刀井名	一丁一反三帯	畠二反
兼友名	七反小	畠一反小
宇金い名	二反大	

国底名	一丁一反	畠二反
是色名	三丁二反三帯	畠一反小
長忠名	一丁七反	畠一反半
川角名	一丁四反	畠二反三帯
行門名	一丁四反	畠九反大

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

きいさき名　四反

分地名　四丁八派　畠半

兵孫光名一丁　畠一反

矢聖田　六派　三りふち田二反

見こ名　六反　福田光二反

家弓名　六反　那つけ田　二反

ひせしし田二反

四田　四丁四反

竹上田数四十四町二派小

畠数四丁二反

此外

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

役夫人工来須銭と田一反別卒文記
合田数日町三須卒分福原反所分
分銭二貫百六十文外
文安三年六月三日
[illegible]
将 [illegible]

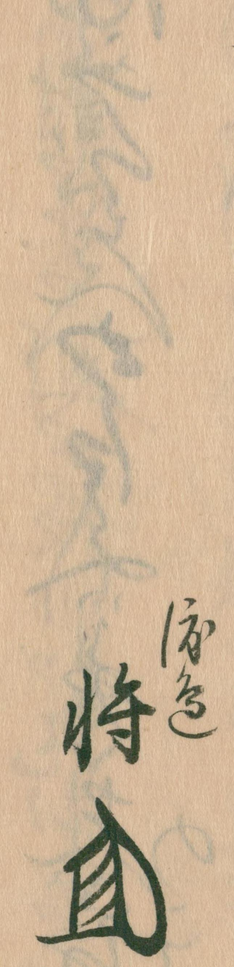

[illegible]
入口し所祿人
合十五貫百卅六文外
うけとるもしかいせんや
仍所うけとるもの件

寶法二年十一月廿二日

将（こうのく）

猶原反ゆゑ

入江れゆゑ○見之事あるせて

五十六貫之内一反屋ら九十

五ゑきこゑゆゑあてあり

十三丁二反三百ゑすのおた

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

入江保り祿んくのまを
享徳元○より此朱康正元まで
此日○分
合十八貫六百文宅ゟ東を
梅原ものゝ

此十三通
天明六年丙午十一月
大江就人改之

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

5941

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

859
89

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用